

働く親と保育環境～待機児童の現状～

嘉数 由里 岸 沙織

中村学園大学短期大学部幼児保育学科

概要

報道でも取り上げられているように、近年、保育に関する様々な問題が生じている。その中でも少子化は我が国でも深刻な問題として世間で認知されており、この問題は社会における大きな不安材料となっている。少子化の原因としては様々であるが、その一つとして女性の社会進出による夫婦共働き家庭が増加したこと等が挙げられる。これらの問題への対策として、核家族化の進行やバブル崩壊といった混乱期の最中、国や企業および地域でも保育に対する様々な取り組みが行われており、以前に比べて保育所の定員増加や産休制度の見直しなど保育への関心も高まってきている。このような状況下、少子化の悪化、更には待機児童という新たな問題が生じているのは何故であろうか。また、この問題は日本特有のものなのであろうか。そこで、本研究では少子化問題と待機児童の関連性に注目し、働く親を取り巻く環境や諸外国の保育への取り組みについて現状を明らかにしていく。

1 章 働く親と待機児童

待機児童は現在の日本の保育における一つの大きな問題である。待機児童は以前と比べると増加の一途を辿っており、解決もあまり進んでいないようである。そこで、この章では働く親と待機児童について説明すると共に保育所の現状と働きたい親の望む条件の違いや今日で問題となっている少子化との関連も取り上げていく。

1.1 節 働く親と待機児童の現状

現在、日本では女性の社会進出に伴い両親ともに働く意思を示している家庭が増加しつつある。これは、25～34 歳では 1980 年に 20.9%から 2004 年には 39.2%、35 歳～44 歳では 28.1%から 47.0%、45 歳～54 歳では 24.5%から 48.6%という数値からも上昇していることが分かる。その為、保育所に入所することを希望する家庭も増えてきたが、同時に様々な理由で保育所を利用することが出来ない家庭が増加しているのも現状である。保育所に入所することのできる条件は子どもが保育に欠けているということである。保育に欠ける状態とは、児童の保護者のいずれもが以下に示した①～⑥に該当し、かつ、同居の親族のその他の者（祖父・祖母・叔父・叔母など）がその子どもを保育できないと認められる場合である。

- ① 昼間、自宅外で仕事をする。（会社勤務など）
- ② 昼間、自宅内で日常の家事以外の仕事をする。（自営業など）
- ③ 妊娠中、産後間もない。
- ④ 病気、けが、精神や身体に障害がある。
- ⑤ 同居の親族を常時介護している。
- ⑥ 災害にあい、その復旧にあたっている。

このような児童を保育に欠ける児童と定め、条件に見合った児童は保育所に入所する権利を持つが、実際には条件に合っても入所できない場合があるなど問題となっている。この主な理由としては、保育所の定員を超えていることや保育所が足りないなどが挙げられる。このような理由で保育所に入所したくても入所できずに入所待ちをしている児童のことを「待機児童」と呼んでいる。但し、認可外保育所や家庭福祉員等の自治体独自の施策により対応している場合は待

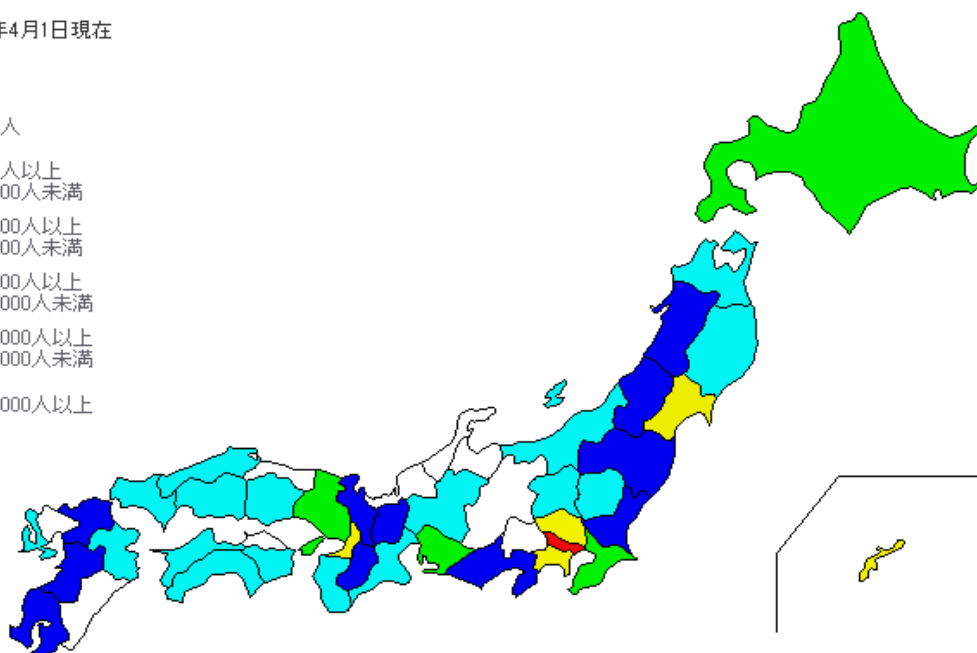
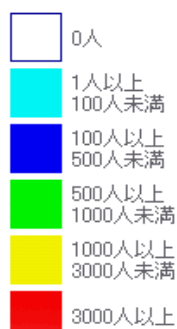
機児童から除くとされている。

平成 19 年度 4 月 1 日時点で待機児童の一番多い地域は、東京都で 5479 人、次に沖縄県、神奈川県、大阪府、埼玉県と続いており、特に、大阪市は全国の市町村で 8 年連続の最下位となっている。また、待機児童のいないとされている地域は富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、鳥取県、香川県、佐賀県、宮崎県の 9 県のみである。待機児童は地域により人数に違いが生じており、東京都は人口が多いため必然的に待機児童数は多くなるが、比較的人口の少ない沖縄県が東京都に続いて待機児童数が 2 位となっていることは驚くことである。沖縄の事情については 2.1 節で簡単に触れることにする。

平成 20 年度 全国待機児童マップ

平成20年4月1日現在

凡例



平成 20 年度全国待機児童マップ
i-子育てネット

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県
532	34	75	1270	181	211	178	284
栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
76	31	1216	960	5479	2132	11	0
石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
0	0	0	0	3	310	544	43
滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
262	145	1601	770	206	7	0	73
岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
65	47	23	30	0	47	55	379
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	合計
0	89	104	1	0	268	1808	19550

厚生労働省

1.2 節 親の視点

先の節で述べた通り、働きたい親は増えている。そして、その多くが仕事と子育ての両立を考えているが、子どもがいるということは育児をする為に親のどちらかは家にいなくてはならないという現実がある。三世代同居の場合は祖父母に子どもの面倒を看てもらうことが出来るが、現代では核家族化が進んでおり、祖父母に面倒を看てもらうのは難しく、地域との繋がりも徐々に薄れており、近所に預けるということもなかなか難しくなっている。また、夫は家事や子育てに参加する意欲は示しているものの、仕事の都合などで実際には積極的に参加できていないのが現状であり、更に、育児休暇の制度も男性が利用する例は極端に少なく（育児休暇を利用する男性は1%にも満たない）、利用するのは殆どが女性である。しかし、共働きをしなければ生活できない家庭にとって育児休暇中は減収となる為、生活に負担がかかってしまう。そこで、必要とされるのが保育所であるが、保育所を利用したい親の中には保育時間と希望する時間が合わずに入所するのを断念する家庭も存在する。例えば、勤務開始時間は早いが開園時間が遅いことや勤務終了時間が遅いが閉園時間が早いなど希望時間と実際の保育時間とでずれが生じていることもある。また、保育所の立地状況にも問題がある。通う手段の問題や勤務地から離れているといった理由により、駅前保育所や企業内保育所など勤務地近くに保育所を設立して欲しいと希望する親も存在する。すなわち、子どもをひとり家に残すのは不安が残ることから子どもを持つ親は子供を一人家に残して仕事を行うことは出来ないのである。

このような問題がある為、保育所に子どもを預けるのは現実的には難しく、また夫が家事や子育てに参加できないことも重なり、女性が育児と仕事を両立することは難しいのが現状である。

以上とは別に、保育所入所に際していくつかの条件が存在することで保育所に入れないという事態が起こっていることも事実であり、選考の基準として優先順位を設けている自治体もある。以下に大阪市の基準を示す。

〈例〉大阪市の場合

〈優先順位A〉 保育欠ける要件が高い

- ・一人親家庭で、就労している。
- ・保護者が正規またはそれに準ずる雇用状態により家庭外就労している。
- ・保護者が入院などで治療や安静が必要。
- ・保護者が心身に障害をかかえている。
- ・重度の障害者、長期にわたる病人などがいる家庭で、常時介護が必要。
- ・保護者が震災、風水害、火災などの災害を受け、復旧に従事している。
- ・その他、家庭状況などで特別の支援が必要と認められる。

〈優先順位B〉 Aよりは緊急性が少ない

- ・保護者がパートやアルバイト就労している。
- ・保護者が家庭内就労（内職は除く）している。
- ・保護者の就労が内定している。
- ・一人親家庭で、求職活動を行っている。

〈優先順位C〉 家庭での保育が全く不可能ではない

- ・保護者が内職をしている。
- ・保護者が大学や職業訓練校、専門学校などにかよっている。
- ・母親が出産の前後である。
- ・保護者が疾病などで自宅療養中である。

〈優先順位D〉 Cよりは緊急性が少ない

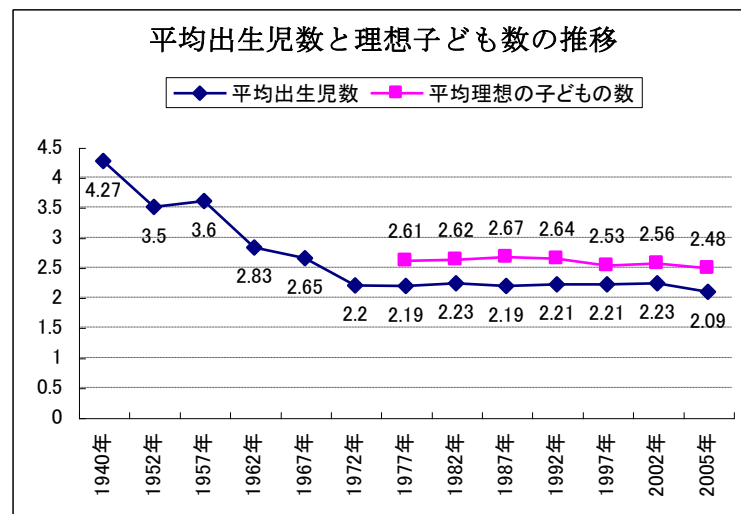
- ・保護者が就労を予定し、求職活動中（入所期間は原則6カ月以内）

但し、障害児ならびに市長が保育に欠ける状態にあると認めた場合は別途判断される。

このような条件は就労している親にとっては利となるが、例えば、求職活動中の親にとっては不利となるなど問題も生じている。これらのことから行政には働こうとしている親に対しても十分な配慮がなされた施策が期待され、また、社会の協力も重要であると考えられる。

1.3 節 少子化との関連

子どもを産みたいという女性は多く存在している。厚生省の調査によると、女性が産みたいと考えている理想の子どもの数は、1987 年次では 2.67 人であり、2005 年次の 2.48 人と比較するとあまり変化していないが、現実の子どもの数は理想の子どもの数を毎年下回っており、現実と理想の子どもの数に差が生じている。



国立社会保障・人口問題研究所

何故、現実には子どもの数が少ないのだろうか。理由はいくつか考えられるが、子どもがいると働けないという問題がまず挙げられる。現在働いている女性の多くは出産後も働きたいと望んでいるが、現実には前節で述べた様々な理由で保育所に入所することができない為、出産後にはやむを得ず仕事を辞めなければならない場合が殆どである。また、出産後も仕事を続けるため育児休暇を取得することも可能であるが、育児休暇を取得して会社を一時休職すると復帰することが難しく、復帰できたとしても元のように働くことが困難であったり、減給されたりする場合もある。更に、先に述べた育児休暇の問題点もあり、特に子どもが幼い間は女性が仕事と育児を両立させることは難しいのが現実である。

しかしながら、これらは子どもを持つ親だけの問題と捉えるべきではない。保育所に預けられるという保証がないのであれば、子どもを持ちたくても子どもを産むと仕事を辞めなければならないリスクが高い。また、女性の結婚・育児における人生の優先順位が低下している中、仕事に対する意識が高まっている。その為、仕事を続けたい女性は出産を躊躇してしまう。このような事象が少子化へ繋がる一つの原因と考えられており、少子化を食い止める為にも保育所の更なるサービスの充実化が必要とされている。

2 章 保育環境の問題点と疑問点

1 章では待機児童について述べたが、ここではその関連事項である潜在的待機児童の現状と問題について述べていく。そこで、この章では保護者を取り巻く保育環境として一般的に知られて

いる保育所、幼稚園の他に依頼者の自宅で保育するベビーシッターや出産前後の母親の世話を行う産褥サービス、センターを介して保育支援を行うファミリーサポート等の保育サービス、地域全体での子育て家庭に対する育児支援を目的とした地域子育てセンターを取り上げ、また、第一章で待機児童数が人口に比べて多かった沖縄の取り組みとして、2001 年の新聞記事をもとに那覇市の取り組みを述べていく。

2.1 節 待機児童と保育環境

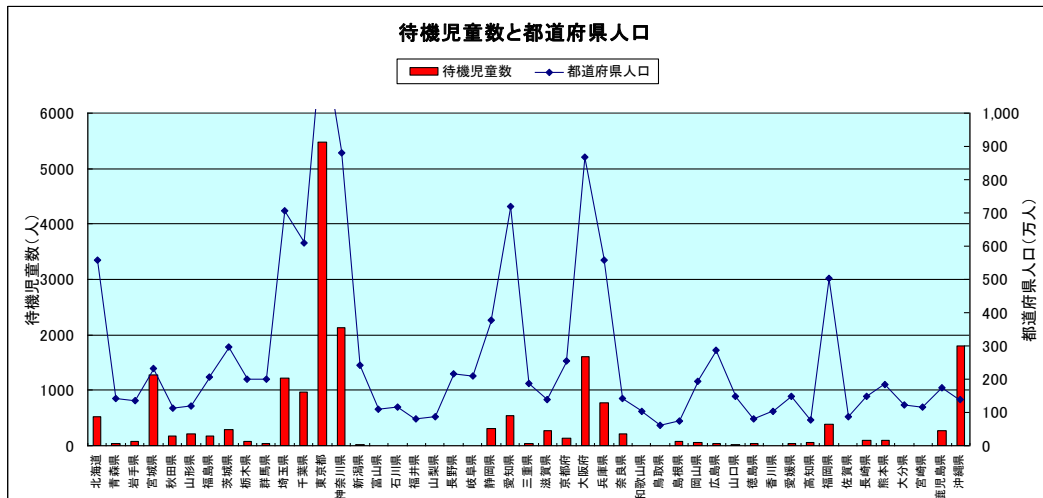
親にとっての保育環境はどのようなになっているのだろうか。調べてみると実に様々な保育サービスが存在していることが分かった。一番よく知られているのが保育所や幼稚園であるが、その他にもベビーシッター・産褥サービス・保育ママ・ファミリーサポートなど施設に預けるという以外にも自宅に保育士やサポート者を呼び寄せ保育を行うサービスがあり、乳幼児以外では小学生を預かる学童保育もある。以下、それぞれについて詳しく述べていく。

ベビーシッターとは利用者の自宅で子どもの面倒を見るサービスであり、対象年齢は生後間もなくから 12 歳程度までである。会員登録を行うことで利用可能であり、最近では幼稚園や保育所の送迎や病院・各種習い事の送迎および学校行事の参加も行われている。また、託児所などと比べると保育料は高額となるが、1 対 1 で保育を行う為に安心感や信頼感が高く、細かい要求にも応えることが出来る。そして、産褥サービスとは出産前後の母親の身の回りのことを中心にお世話してもらえるサービスである。例えば、洗濯や掃除、買い物や身体の介護、育児の相談などがあり、ベビーシッティングの時と同じように細かい要求にも応えてくれる。また、保育ママとは自宅で原則 3 歳未満の乳児を預かる制度である。ここでは 2008 年 2 月 10 日に提出された児童福祉法改正案の原案と合わせて説明することにする。改正案では保育ママ制度を「保育に欠ける乳幼児を家庭的保育者の居宅などで保育する。」と明確に位置付け、また、これに伴い厚生労働省は保育ママの実施基準(省令)とガイドラインも新たに作成することになる。現行では保育士か看護師の有資格者で 6 歳未満の就学前児童や要介護者が家族にいないことが補助要件であったが、新しい実施基準では要件を緩和し、幼稚園教諭や子育て経験者が一定の研修を受講した場合は保育ママとして国が補助し、家族要件も就学児童の年齢を引き下げる考えである。預かる子どもの人数は保育の質を確保する為、現行と同じ 3 人以下であり、手伝いをする補助者がいる場合は 5 人以下とする方向でガイドラインにおいて保育ママが実施する保育の内容や受講する研修内容・時間などを詳しく定める。尚、厚生省は平成 22 年度からの実施を目指している。但し、保育ママについての制度そのものは市区が管理している為、市区により基準は異なるが、一例として待機児童数が人口に比べて多い沖縄の取り組みを挙げることにする。

沖縄での 2001 年 2 月 10 日の新聞によると、保育所の待機児童を減らすことを目的に那覇市では県内で初めて 2001 年度から保育士や看護婦の有資格者が自宅で保育ができる特別保育事業を始めた。同事業は、国の少子化対策の一環で待機児童が多い都市部に家庭保育所を設置し、0 歳児から 3 歳未満児までを有資格者が 1 人あたり幼児 3 人まで自宅で預かることができる。また、市内に連携保育所を 3 カ所設け、保育ママからの保育相談、連携保育所が行う運動会など行事や授業への参加も可能とされ、期限は 1 年となっている。児童課の仲宗根和子主幹は「少子化といえども、那覇市ではまだまだ待機児童は多い。特別保育事業は待機児童を減らし、働く人を支援する制度。資格がある人で子育ても終わり、落ち着いた人にぜひ協力してほしい」と呼び掛けている。那覇市内には公立 19 カ所、私立 34 カ所の保育所があり、3 歳未満の待機児童は 2000 年 10 月 2 日現在、男児 163 人、女児 174 人の総数 337 人となっている。以下、沖縄における保育ママとして認められる条件を示しておく。

- (1) 保育士か看護婦の資格を持っている年齢が 25 歳以上 65 歳未満の健康な人
- (2) 保育場所が保育ママの居宅で那覇市内に居宅する

- (3) 保育専用の部屋を有する（面積 9.9 m²以上で採光、換気、衛生的であること）
- (4) 他に職業を持たず、小学校低学年児童や介護が必要とする人がいない



待機児童数：厚生労働省

ファミリーサポートとは、子どもを預かってほしい人（依頼会員）と子どもを預かることができる人（提携会員）がそれぞれ会員となり、保護者に代わって保育所や幼稚園などへ送迎を行ったり、子どもを預かったり預けたりできる活動である。対象年齢は地域によって異なるが、殆どの地域で生後6カ月から小学6年生とされている。ファミリーサポートセンターは地域において会員同士で育児や介護を支援する相互活動を行うことを支援しているセンターであり、労働省（当時）が働く人々の仕事と子育てや介護の両立を支援する目的で構成された事業である。このセンターに登録を行うとセンターで依頼会員や提携会員を探し、それぞれに情報を提供して援助を受けられる。具体的な援助の内容は、保育所までの送迎や学校の放課後・夏休みなどの様々な場合において子どもを預かるのである。但し、子どもを預かる場所は基本的に提携者の自宅である。上記と同様の事業で緊急サポートネットワークがある。この事業内容は殆どファミリーサポートと同じであるが、子どもが病後で保育所などへの通所が困難であったり、急な仕事で預け先が無い場合などに預かるサービスである。サポート内容も殆ど同じであるが、病後児の症状が預かっている最中に悪化・急変した場合は依頼会員に帰宅してもらうか、依頼会員の指定する病院へ子どもを連れていくというサポートも行っている。

地域子育てセンターとは、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図る為、子育て家庭の支援活動の企画・調整・実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導や子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的としている場所である。具体的な事業内容として、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等の育成・支援・特別保育事業等の積極的実施・普及促進の努力、ベビーシッターなど地域の保育資源の情報提供等家庭的保育を行う者への支援が行われている。

これまでいくつかの取り組みやサービスを挙げたが、取り組みへの現状は様々であり、市区町村によっては行われていないサービスもある。このような取り組みは待機児童を減らすことにも繋がり、働く親にとってもとても助かるサービスと言え、今後、全国的に広がることにより多くの家庭の救世主となるよう願われている。

2.2 節 潜在的待機児童とその現状

現在、待機児童の問題と共に問題となっているのが潜在的待機児童である。潜在的待機児童とは、保育所に入所させたいと希望しているが入所できないだろうと予想し、保育所入所の申請を

行っていない児童、また、認可保育所に入園を希望しているが入所できず無認可保育所に入所している児童のことを言う。潜在的待機児童の数は待機児童数よりもさらに多いと予想されており、待機児童対策の進んでいる大阪市の待機児童数が一向に減少しないのもこの潜在的待機児童の存在が大きく影響しているからである。そして、潜在的待機児童の正確な人数ははっきりとは把握されていないが、内閣府のデータ（2003 年）によると、首都圏（東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県）の合計で約 24 万人の潜在的な保育サービス需要者が存在すること、特に 0 歳児で深刻であり、待機児童問題が低年齢児問題であることを示している。また、周・大石（2003 年）によれば、0 歳児の潜在的待機率は東京近郊 3 県（神奈川県、千葉県、埼玉県）では現状の入所定員の 10 倍を超える潜在的待機児童が存在していると報告している。

潜在的待機児童は保育所入所の受け入れ人数の増加により、これまでは明らかにされていなかった待機児童が明るみになったことにより新たに出現した問題である。これまでは待機児童解消の望みが薄いとして利用申請を行っていなかった家庭が利用申請を行い、潜在的待機児童が待機児童となって数値化した為、待機児童の解消の対策を行っても一向にその数が減少に転じない現状にある。潜在的待機児童が多い理由として考えられるのは、地域によって保育所の数が異なり、入所の条件は満たしていても待機児童が既に多く存在している場合、申請時に断られることが少なくはないからである。では、潜在的待機児童はどの年齢の子どもが多いのだろうか。現在の待機児童を見てみると 0～2 歳の子どもが多く存在している。幼稚園では 3～5 歳の子どもを保育し、最近では延長保育を実施している幼稚園も増えていることから幼稚園にも預けることのできる 3～5 歳児は待機児童としても低い値である。しかし、3 歳未満となると幼稚園では預かることが出来ないことから 0～2 歳の潜在的待機児童は 3 歳以上児に比べて多くなっている現状である。

3 章 現状と対策およびその問題点

国や自治体等、公共機関としての保育に対する対策は勿論必要であるが、福祉国家の前提には社会の意識と理解が何よりも重要となる。先進国においては、企業の社会的責任の理解力・度はその国の倫理意識の指標ともなり、高い倫理観は時に経済的優越を超越し、生きる喜びへと繋がっていく。そこで、この章ではヨーロッパをはじめとする先進各国および日本の社会や企業の保育への取り組みについて採り上げ、それぞれの現状と問題点について述べていく。

3.1 節 諸外国の現状

諸外国の取り組みとしてスウェーデン・カナダ・ドイツの 3 つの国の保育政策について述べていくことにする。はじめに、スウェーデンでは育児・家庭支援として、普遍性の原則と個人の権利に基づき、児童・家庭給付、両親保険、保育システムの 3 つの柱で政策が構築されている。1 つ目の児童・家庭給付とは、「子どもは親を選べない。どんな条件に生まれても、子どもが最低限の生活が保障されるように配慮する」という観点から行われており、児童手当・住宅手当、養育補助費、障害児ケア給付の 4 種類の給付がある。2 つ目の両親保険は育児休暇期間中の収入補填制度であり、両親共取得できるというものである。特徴として育児休暇の取得を男性にも義務付け、女性の家庭内労働の負担軽減などが挙げられている。また、子どもが生まれると国籍や就労に関係なく、180 日以上社会保険事務所に登録している者は誰でも何らかの手当てを受けることが可能である。そして、育児休暇は出産 10 日前から 8 歳の誕生日までに親の事情に合わせて出勤時間を取得することも可能であり、連続して取らなくても良いなど柔軟な制度となっている。3 つ目の保育システムについて、スウェーデンでは両親が働く為に子どもを託児所に預ける権利があり、地方公共団体は子どもを預かる義務を法律で負っており、親が働いている等の理由で保育サービスを必要とするすべての 1～12 歳児にサービスが提供されている。また、1 歳位までは育

児休業の取得や短時間勤務で対応することが前提とされている。ここで、主にコミューン(市町村)が運営している施設型保育の内、幼児が対象となっているものを以下にいくつか挙げていく。

コミューンが運営している施設型保育として、1～6歳の就学前児童を対象とした就学前学校がある。これは、保育は生涯教育の土台であるという考えから家庭に近い生活空間と柔軟なスケジュールが設けられ、子どもの自立を尊重した保育が行われ、全日利用可能で全体の8割以上の乳幼児が利用している。また、1～12歳を対象とした家庭保育所があり、一定の資格を有していなくてはならないと条件は付くものの、4人までの子どもを保育ママ(ダークママ)の家庭で保育を行うものである。更に、公開児童センターがあり、育児休暇中の0歳児とその親、そして、家庭的保育をする保育ママたちが主な利用者となっており、育児ストレスの軽減や親教育が主な目的である。その他の特徴として、スウェーデンでは育児休業取得率が男女共に高いことが挙げられる。この背景として、賃金の80%が保障される所得保障制度の充実や両親が必ず取らなければならない育児休暇など休業そのものを取得し易い環境が整っているということが要因である。

環境として、スウェーデンでは従業員が育児休業を取得した場合、臨時契約社員を雇うケースが74.4%を占めている。日本では代替要員を確保せず業務を分担する為に育児休業に際しては職場への迷惑がとても懸念されるが、スウェーデンではそのような風潮はあまり無く、短時間勤務制度やテレワーク(勤務形態の一種として情報通信機器等を活用して時間や場所に制約されず柔軟に仕事する働き方)の利用も多い。また、休業者に対しては休業期間中の連絡を電子メールなどで行い、休業者が復帰後に仕事へのブランクを感じる事の無い配慮が行われている。更に、大きな特徴として育児休業の利用に対してスウェーデン社会では否定的な評価が殆ど見られないことが挙げられる。これは、育児休業の利用が容易にできる体制や環境が整うことで育児休業の取得やその後の働き方について大きな不安を持たせないことに繋がっているのである。

次に、カナダの取り組みについて取り上げ、中でもノーバディーズ・パーフェクト・プログラム(完璧な親などいない)に注目し述べていく。ノーバディーズ・パーフェクト・プログラムとは、0～5歳の子を持ち、子育てに難しさを感じている親の為に親支援プログラムである。親が10人前後のグループとなりファシリテーター(ノーバディーズ・パーフェクトの知識を持つ専門家)の側面援助の下、相互に知恵と体験を出し合い、自らの力で問題を解決していく。具体的には、以下のような内容となっている。

- ① 子どもの健康や安全、しつけなどについて学ぶ
- ② すでに持っている子育てのスキルを高め、新たなスキルを習得し練習する
- ③ 自分の長所や能力に気づくことによって、親としての自信をつける
- ④ 学習しながら他の親と知り合ったり、楽しんだりする
- ⑤ 他の親と助け合い、サポートし合える関係をつくる

実施方法としては、原則として年6回から10回程度の連続講座を1回2時間程度の割合で毎週開催される。乳幼児(0～5歳)を養育中の親を対象とし、費用は原則として無料である。更に、テキストとして、BODY/からだ・SAFETY/安全・MIND/こころ・BEHAVIOUR/行動・PARENTS/親の5つの分野を一つにまとめたテキスト『完璧な親なんていない!』および別冊として『FATHER/父親』を使用して学んでいく。これらは親が安心して講座を受けられるように託児付きで行い、受講者とファシリテーター以外の同席は極力避けるように配慮されている。ファシリテーターの役割としては、参加者中心型で行われ、その進行役は講師ではなくファシリテーターが行い、主にグループの話し合いを促進する役割を担っている。そして、プログラム終了後も参加者同士が交流を持つ機会ができるように援助を行っている。

最後にドイツの保育制度について、一例としてドイツのハンブルクの保育バウチャー制度(保育の補助引換券)を取り上げる。これは、就学前の児童の為に施設に対する費用補助の仕組みとして、2003年8月から導入されたものであり、一日5時間までであれば誰でも補助を受けられる制度である。保育所に入所する場合は保育に欠ける状態という条件があるが、この制度では専業主婦な

ど親が就業や就学をしていない場合でも保育・託児所サービスを少額の自己負担で利用することができる。ドイツの保育所・幼稚園は日本とは違い、親の就業の有無に関わらず3歳未満の子どもは保育所、それ以上が幼稚園という年齢による振り分けがなされている。親の就業に拘らず利用できるということは、少子化対策においても有効な施策となっている。保育バウチャー制度を利用できるのは原則3歳以上就学前の幼児であるが、それ以外の子どもであっても必要に応じて利用することが可能である。また、利用については優先順位が付いており、より制度を必要としている家庭にサービスが提供できるようになっている。優先順位は以下に示しておく。

- ① 緊急の社会的、教育的ニーズがある子ども
- ② 失業中や生活保護世帯
- ③ 外国人児童で、これまでデイケア施設を利用したことがない、特別の語学教育が必要な子供
- ④ おやの職業や訓練のため、引き続き援助が必要な家庭
- ⑤ 親の職業や訓練のため、初めて援助を必要とする家庭
- ⑥ その他社会的・教育ニーズがある子ども
- ⑦ 親が求職活動中の子ども

バウチャー制度利用までの流れは、該当年齢の子どもを持つ親に対して州の青年局から個々に制度の紹介や申請方法などの情報がダイレクトメールとして提供され、利用したい親は新学期が始まる前までに申請書に所得証明書などを添えて各地域の担当局に事前申請することにより制度の利用が可能となる。また、優先順位に当てはまる場合、申請書を提出する前に利用したい施設の空きの有無を自身で確認した上で、ニーズ証明書(就業する証明書等)も併せて提出する必要がある。そして、申請に対する許可が下りた場合、バウチャー券(引換券)12ヶ月分が発券される。バウチャーの利用料は全額ではなく、利用者の世帯所得などで決められており、利用者負担は2割弱であり、引換券は12か月分が発券となる為、継続利用を希望する場合は再度担当局に申請を行い、認可を受けなければならない。

このように、諸外国でも子育てへの支援は惜しみなく行われており、カナダのノーバディーズ・パーフェクト・プログラムは日本でも取り組みを始めている。これらの制度は現地では有名であるが、日本では制度を認知している人が少なく、その為、利用している人は多くはない。よって、この制度を見習いながら、日本でも国民に認知されるような努力が必要だと考えられ、また、制度をそのまま採用するのではなく、日本の特徴(人口等)も考慮しながら制度を作り上げる必要があると言える。

3.2 節 国内の取り組み ～子育てタクシーと子育て漫画～

子育てタクシーとは、養成研修を受けたドライバーが子どもを安全に送り迎えするタクシーサービスであり、出産を控えた妊婦の移動などにも利用することができる。利用形態によって3つの基本コースがあり、乳幼児と保護者が同乗するコース・子どもが1人で乗るコース・急なトラブルや夜間の移動コースで運営されている。想定利用者は妊婦や0歳から15歳の子どもとその保護者となっており、子どもの利用については幼児・児童が1人で出かける際の送迎(保育園や幼稚園、塾など)、また、乳幼児を伴う乗車に際してはチャイルドシートなどの特別な器具や装具の対応も前提としている。その為、子育てタクシーは基本的に予約制となっている。ここで、子育てタクシーが設置されるまでに保護者からの様々な声を紹介する。

- ・ 出産時に破水した際、タクシーに乗ろうとするとシートを汚すかもしれない、股にタオルを当ててという格好で、運転手さんの対応が不親切で辛い思いをした。
- ・ 散歩の途中で突然雨が降ってきてしまい、ベビーカーに乗せた子どももいたので、家まで遠くはない距離だがタクシーを呼んだ。しかし、ベビーカーをトランクに入れる時に手伝ってもらえないなど不親切だった。
- ・ 夫婦共働きで保育園のお迎え時間に間に合わず、祖父母には子どもを預かってもらえるが移動

の手段がなく、タクシーを使い往復することもある。タクシードライバーが子どもを迎えに行ってくれたら片道で済み、助かるが……。また、習い事への送迎も子ども 1 人で自転車に乗って行くには物騒な世の中で、不安だ。

- ・夜間に子どもが急に熱を出した際、夜間救急病院を探すのも一苦勞で、泣き叫ぶ我が子を後部座席のチャイルドシートに縛りつけ運転し病院に行くのも辛い。また下の子どももいるためその子の世話もしなければならず、途方にくれてしまった。
- ・料理中指を切ってしまい、病院に行くことにしたが子どももその怪我に気づき、泣いて騒ぎだしてしまった。こんな時どうやって子どもを連れて病院まで移動すれば良いのか。

これらの声に基づき子育てタクシーが考えられ、更に、全国レベルで安心できるサービスの普及を目指した「全国子育てタクシー協会」が平成 18 年に発足した。しかし、子育てタクシーとなる為には様々な条件を満たすなどの制約も多い為、四国や長崎県以外の地域・県では加盟会社が限られているなど地域によって協会加盟事業者数(運行タクシー数)にも差がある現状である。今後、このような子育てサービスが全国的に広がり、多くの家庭で利用できることが望まれる。

次に、子どもを持つ親の息抜きの一つとして子育て漫画がある。これは実際に子育てをしている漫画家がノンフィクションで描いているマンガであり、子どもの可笑しい発言や行動に驚かされたことなど子育ての中の面白い出来事が面白可笑しく描かれている。有名な作品としては『ママはぼよぼよザウルスがお好き』(青沼貴子作)、『うちの三姉妹』(松本ぷりっつ作)などがあり、後者はブログでも人気でアニメ化されている。但し、子育て漫画は好みがあり、人によっては漫画自体を不快に感じることもある為、真剣に考えず自分に合った作者の作品を気軽に見ることで一番である。

これまで挙げてきた取り組みは、徐々に始動されてきているが、未だ認知度が低く、取り組むには抵抗のある場合があり、環境の改善に至っていない点もある。これらの制度取り組みを女性が自由に利用できるように子育てと仕事を両立しやすい環境を社会全体でつくり上げていくことが必要である。

3.3 節 国内の取り組み ～NPO 法人と大企業～

先の節で取り上げたカナダの NP プログラムは現在日本でも行われている。日本では Nobody's Perfect Japan(通称 NP-Japan)と称されており、カナダ保健省からの公認を得て 2004 年 4 月 1 日から活動を開始した。また、2005 年 4 月 1 日より NP-Japan は NPO 法人「こころの子育てインターネっと関西(KKI)」、「子育て研究リソースセンター(KRC)」、「コミュニティ・カウンセリング・センター(CCC)」の 3 団体で構成され、新しい体制で運営されている。プログラム内容はカナダと同様であるが、利用対象は日本独自となっており、カナダにおける対象は 0～5 歳の子どもを持つ親の中で「若い・ひとり親・孤立している・所得が低い・十分な教育を受けていない」となっているが、日本では 0～5 歳の子どもを持つ親すべてが対象となっている。

「こころの子育てインターネっと関西」の活動報告

	2003 年	2004 年	2005 年	2006 年	2007 年
参加者数(人)	62	188	736	889	1247
プログラム数 (実施状況)	6 (3 県 5 市)	16 (4 府県 11 市)	64 (8 府県 40 市)	83 (14 都府県)	113 (19 都道府県)

プログラムの参加者数は 2003 年の活動から増えており、これに比例して実施プログラム数も年々増加している。このプログラムに参加する親には年齢や文化的背景が異なる場合もあるが、自主的な参加や子どもにとって最良のものを望んでいる事、および、良い親になりたいと願っている事などの共通点がある。

次に、大企業の取り組みとして、日産自動車では妊娠初期から産休に入ることのできる母性保護休職制度を導入している。導入のきっかけは身体的負担の大きい生産ラインで働く女性が増加

し、妊娠判明時に離職する人が増えた為である。但し、生産ラインで働く女性に限らず事務職でも利用することができる。これは妊娠した本人が希望を出せば妊娠に気づいてすぐに休職に入ることのできる制度であり、通常、産休は労働基準法第 65 条では出産予定日の 6 週間前（双子などの多胎の場合は 14 週間前）から本人の申請があれば休職可能とされているが、日産ではつわりのつらい初期からすぐに休職できる為、この制度を利用しようと職を希望する女性も少なくはない。また、復職は出産を経てから子どもが 2 歳になってから最初の 4 月末までに復帰すれば良いとされている。

以上のように、現在日本の多くの若い母親は地域との繋がりを持たずに孤独で不安な子育てを余儀なくされており、子育ては育児書に頼り、発育や発達上の些細な違いも悩みの種となっている。その為、NP-Japan のような場が必要となり、子育てへの一層の手助けが重要となっている。また、妊娠中の女性の体調は人により様々に異なり、仕事をしているほど体調が良くない人・仕事をしていた方が体調の良い人に別れる為、これからは体調に合わせて産休を取れる環境作りの必要が企業に求められる。今後は、事業主も女性に対しての十分な理解を示すことが重要となっていくであろう。

まとめ

これまで待機児童について述べてきたように、日本では保育に関する対策が様々な方面で行われているが、実際問題として待機児童を減らすことは容易なことではない。しかし、待機児童問題をこれ以上に悪化させない為にもこれまでの対策を維持することは必要であるが、多くの知恵を結集し、新たな対策を打ち出すことが解決への糸口へと繋がっていくであろう。何れにせよ、国民全体が協力して今後の日本のニーズに見合った対策、そして、女性の社会進出など各家庭の子育てと仕事が両立しやすい環境を社会全体で作り上げることが重要となっていく。また、子どものいる家庭に留まらず、そうでない家庭も子育てへの理解を深めて当事者意識を持つことが必要であり、待機児童だけでなく幅広い視野で保育に関心を持ち、社会全体で保育問題に取り組んでいくことが少子化の解決にも繋がっていくと期待される。

おわりに

この論文は中村学園大学短期大学部 幼児保育学科 橋本弘治研究室において2008年から2011年に作成した卒業研究論文です。当研究室では卒業研究論文集を「幼児保育」と中村学園の学園祖 中村ハル先生の遺訓「努力の上に花が咲く」を組み合わせ「中村学園大学短期大学部「幼花」論文集」（以下、「幼花」論文集と記す。）と名付けております。但し、これは中村学園大学短期大学部としての正規の発行物ではありません。「幼花」論文集は当研究室にて作成した卒業研究論文の論文集です。

卒業研究論文は2008年より当研究室のホームページにて概要のみを公開しておりました。また、「幼花」論文集は卒業生への配布を目的として、基本的には非公開を前提として、パスワード保護により当研究室のホームページよりリンクしておりました。但し、個別にお問い合わせを頂いた教育・研究機関の関係者にはご理解頂いた上でお渡ししております。

この度、2018年8月現在においてパスワード保護が何らかの理由で解除され、「幼花」論文集が一般公開されている事実を確認いたしました。この事実に関しまして、ホームページを公開する者として管理不行き届きがありましたことを心よりお詫び申し上げます。

これまでリンク元である当研究室のホームページより論文へアクセスされた方はご理解された上でご覧いただいていると思いますが、それ以外の経路により直接論文へアクセスされた方には誤解を生じる論文集の名称であることから、この度、この文面を「幼花」論文集のすべてに追記することにいたしました。また、これまで卒業生への配布と総合演習（卒業研究）発表会での使用を前提としておりましたので、著作権表示として「中村学園大学短期大学部」と表記しておりましたが、「お問い合わせ先」と変更しております。尚、「幼花」論文集の詳細についてはリンク元である当研究室のホームページをご覧ください。

<http://www.nakamura-u.ac.jp/~hashimot/members/members.html>

「幼花」論文集は保育・幼児教育を中心として、保育者を目指す学生が真摯に取り組んだ卒業研究の成果集です。当研究室としましては、この「幼花」論文集が教育・研究をはじめとして、子ども達を取り巻く環境改善の一助となることを希望しております。

上記をご理解の上、本文をご覧くださいますようお願いいたします。

2018年8月8日
中村学園大学短期大学部
幼児保育学科 橋本弘治